

告 示

埼玉県告示第千三十二号

令和四年埼玉県告示第百五十八号（令和四年度随時実施技能検定の実施）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年十月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

第四号イ中「（以下「申請書」という。）」を削り、同号ロ中「埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇―〇〇七四）」を削り、同号ニを次のように改める。

ニ 受検申請に関する注意

申請は、原則として協会が別途指定する電子申請で行うこと。

第五号中「銀行振込で協会に」を「協会が別途指定する方法で」に改める。